

プ又は配電盤，非常用母線（母線とは，受変電設備において主回路となる線を指す。）の被水及び水没等により非常用DG 2台の運転が停止し，全交流電源喪失の状態となった。また，残留熱除去系海水ポンプが機能喪失したことにより，残留熱除去系の機能が喪失し，崩壊熱を海に移行させることができない状態となった。これにより，原子炉水位が低下して有効燃料頂部に到達し，その後燃料損傷が生じた。

同年3月14日，3号機原子炉建屋上部で水素爆発が発生し，外壁の一部が損壊し，この過程で放射性物質が放出された。

#### (4) 4号機について

本件地震発生当時，4号機は定期検査中であり，工事中のため原子炉内から全燃料を使用済燃料プールに取り出した状態であった。4号機は，3号機と同様，外部電源が喪失し，平成23年3月11日午後3時38分には，冷却用海水ポンプ又は配電盤の被水等により非常用DG 1台の運転が停止したことにより，全交流電源喪失の状態となり，使用済燃料プールの冷却機能及び補給水機能が喪失した。

4号機は，同年3月15日午前6時頃，原子炉建屋において，3号機側から配管を通じて流入してきた水素によって水素爆発が発生し，その壁面の一部が損傷した。さらに，同日午前9時38分には原子炉建屋4階部分で火災が発生していることが確認され，同月16日にも，原子炉建屋3階部分で火災が発生していることが確認された。

もっとも，4号機には，使用済燃料プールの水位の維持に影響を与えるような損傷は生じておらず，よって燃料の露出はなかった。

#### (5) 5号機及び6号機について

本件地震発生当時，5号機は，定期検査のため，燃料を入れた状態で原子炉を停止させた状態であった。平成23年3月11日，本件地震の発生により，外部電源が喪失し，非常用DG 2台が自動起動した。その

後、同日午後 3 時 4 0 分頃には、本件津波の影響を受けて非常用 D G が停止し、全交流電源喪失の状態となった。また、冷却用海水ポンプが機能喪失したことにより、残留熱除去系が使用できない状態となった。もっとも、5 号機は、6 号機の空冷式非常用 D G から電源融通を受けられたため、原子炉圧力及び原子炉水位の制御が可能であり、炉心損傷には至らなかった。

本件地震発生当時、6 号機は、5 号機と同様、定期検査のために燃料を入れた状態で原子炉を停止させた状態であった。6 号機は、本件地震動によって外部電源を喪失し、非常用 D G を起動させたが、本件津波によって A 系（「A 系」や「B 系」は、電源系統の種類を指している。）及び高圧炉心スプレイ系用の非常用 D G が停止したものの、B 系の空冷式非常用 D G は機能喪失に至らず、原子炉圧力及び原子炉水位を制御することができた。

#### 5 放射性物質の放出について（乙 B 4 0 ・ 2 1 頁）

大気中に放出された放射性物質は、放出された時点における気象条件、放出の高さ、放射性物質が固体（粒子）か気体かなどといった物理的特徴に依存して放出後の動きが決定される。そして、これらの条件は、放射性物質が放出された期間において変動しており、それによって放射性物質がどの地域に拡散され、大気中でいかなる速度で希釈され、沈着するかが決定される。

平成 2 3 年 3 月 1 2 日、1 号機の水素爆発によって最初に放出された放射性物質は、太平洋の方向に飛散した。その後放出された放射性物質は、本州の東海岸に沿って北方に広がり、その後向きを変えて宮城県の沿岸地域に広がって乾性沈着（粒子状の放射性物質が大気中から直接地表に降下する現象のこと）した。

平成 2 3 年 3 月 1 4 日の深夜以降に放出された放射性物質は、南方に拡散された後、同月 1 5 日の早朝には福島県の南東部沿岸地域及び茨

城県北東部地域に乾性沈着した。これらの放射性物質は、さらに東京都、埼玉県及び神奈川県へと順次拡散され、上記地域に比べて程度は低下したものの、乾性沈着した。また、同日午後までの降雨の影響で、拡散された放射性物質は、群馬県、栃木県及び福島県の各地域において湿性沈着（雨や雪とともに放射性物質が地表に降下する現象のこと）した。さらに、同日早朝に拡散された放射性物質は、本件原発の北西地域においても乾性及び湿性沈着している。

平成23年3月20日から同月23日にかけて放出された放射性物質は日本各地に飛散し、岩手県、宮城県、茨城県及び千葉県に湿性沈着した。

## 6 中間指針等

文部科学省は、原賠法18条1項に基づいて、平成23年4月11日、原賠審を設置し、原賠審は、同条2項2号に基づき、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、中間指針等を策定した。

### (1) 中間指針

平成23年8月5日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」

### (2) 中間指針第一次追補

平成23年12月6日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」

### (3) 中間指針第二次追補

平成24年3月16日付け「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次

追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」

(4) 中間指針第三次追補

平成25年1月30日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第三次追補（農林漁業・食品産業の風評被害に係る損害について）」

(5) 中間指針第四次追補

平成25年12月26日付け「東京電力株式会社福島第一，第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第四次追補（避難指示の長期化等に係る損害について）」

7 区域指定

(1) 双葉町内

被告国は，平成23年3月11日，各地方公共団体の長に対し，本件原発から半径3km圏内の住民に対する避難を指示し，半径3kmから10km圏内の住民に対する屋内退避を指示した（本件指示）。これにより，双葉町内の海岸沿いの一部分が避難指示区域，残りの地域から田村市寄りの一部分を除いた区域が屋内退避区域とされた。そして，被告国は，同月12日，避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20km圏内及び福島第二原発から半径10km圏内に変更した（本件指示変更）。この時点において，双葉町内の全域が，被告国による避難指示区域とされた。

被告国は，平成23年4月22日，本件原発から半径20km圏内を警戒区域に指定し，これにより双葉町内の全域が警戒区域とされた。

原災本部は，同年12月26日には，「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙C25）を示し，それ以降，順次，警戒区域及び避難指示区域が，帰還困難区域（長期間，具体的には5年間を経過してもなお，年間積算線量が20mSvを下回らないおそれのある，年間積算線量

が50mSv超の地域)、居住制限区域(年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域)及び避難指示解除準備区域(年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域)に見直され、双葉町内については、平成25年5月28日、一部が避難指示解除準備区域、避難指示解除準備区域を除く町内全域が帰還困難区域に見直された。

その後、双葉町内については、上記見直し後の避難指示等が継続しており、現時点まで解除されていない。

## (2) 富岡町内

本件指示により、富岡町内の北部の一部が屋内退避区域とされ、本件指示変更により、富岡町内の全域が避難指示区域とされた。そして、被告国は、平成23年4月22日、本件原発から半径20km圏内を警戒区域に指定し、これにより、富岡町内の全域が警戒区域と指定された。

富岡町内は、平成25年3月25日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直され、現時点まで、見直し後の避難指示等は解除されていない。

## (3) 浪江町内

浪江町内は、本件指示により、太平洋側の一部分が屋内退避区域とされ、本件指示変更により、ほぼ半分が被告国による避難指示区域とされた。そして、被告国は、平成23年3月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更した。これによって、浪江町内は、同日以降、本件原発から半径20km以上30km圏内の地域が屋内退避指示の対象となる区域に含まれることとなり、避難指示等の対象とされていないのは川俣町寄りの一部分のみとなった。さらに、被告国は、同年4月22日、本件原発から半径20km圏内を警

戒区域に指定するとともに、浪江町内の本件原発から半径20km圏内を除いた区域を計画的避難区域として指示した。これにより、浪江町内はその全域が警戒区域又は計画的避難区域とされた。

浪江町内は、平成25年4月1日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直され、現時点まで、見直し後の避難指示等は解除されていない。

#### (4) 南相馬市内

ア 南相馬市内は、本件指示により、小高区南部の一部が屋内退避区域として指示され、本件指示変更により、小高区内の全域及び原町区の一部が避難指示区域とされた。そして、被告国が、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更したことにより、原町区内のうち本件原発の半径20km圏内を除いた地域及び鹿島区内の一部が屋内退避指示の対象区域に含まれることとなった。さらに、被告国は、同年4月22日、本件原発から半径20km圏内を警戒区域に指定し、南相馬市内の一部で本件原発から半径20km以遠の区域を計画的避難区域、南相馬市の一部で本件原発から半径20km以遠の区域を緊急時避難準備区域として指示した。これにより、南相馬市内は、小高区内全域と原町区内の一部が警戒区域とされたほか、その他の一部が計画的避難区域又は緊急時避難準備区域とされた。その後、緊急時避難準備区域の指示は、同年9月30日に解除されている。

南相馬市は、平成23年3月16日、同市内に居住する住民に対して一時避難を要請するとともに、その一時避難を支援した。同市は屋内退避区域の指定が解除された同年4月22日、避難していた住民に対して、自宅での生活が可能なる者の帰宅を許容する旨の見解を示した。

このように南相馬市内は全域が被告国又は市による避難指示等の対象とされたため、中間指針追補において、南相馬市内は自主的避難等

対象区域とはされていない。

イ また、原町区及び鹿島区の一部について、平成23年7月21日以降、142地点、153世帯が特定避難勧奨地点（本件事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定されたため、住居単位で特定して、放射線の影響を受けやすい妊婦や子供のいる家庭に対して特に避難を促す等の対応がとられる地点）に設定されたが、特定避難勧奨地点の設定は、いずれも平成26年12月28日に解除された。

ウ 南相馬市内の警戒区域及び避難指示区域は、平成24年4月16日、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直されたが、平成28年7月12日をもって、南相馬市内の一部区域にされていた居住制限区域及び避難指示解除準備区域の指定は解除された。

#### (5) 川内村内

ア 本件指示変更及び被告国が平成23年3月15日に、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更した結果、同日以降、川内村内全域が避難指示区域又は屋内退避区域とされた。さらに被告国は、同年4月22日、本件原発の20km圏内を警戒区域に指定するとともに、本件原発から半径20km圏内の区域を除く川内村の全域を緊急時避難準備区域として指示した。これにより、川内村内はその全域が警戒区域と緊急時避難準備区域になった。このうち緊急時避難準備区域の指示は、同年9月30日に解除された。

その後、川内村内については、平成24年4月1日、その一部が、避難指示解除準備区域及び居住制限区域とされた。

イ 川内村内においては、平成23年8月3日、一部分（1地点1世帯）が特定避難勧奨地点に設定された。これは、平成24年12月14日に解除された。

ウ そして、平成26年10月1日には、川内村の避難指示解除準備

備区域について避難指示が解除され、居住制限区域が避難指示解除準備区域に見直された。その後、同区域のうちの一部区域が平成28年6月14日に、その余の区域が同年10月1日に指定解除されたため、これをもって川内村の避難指示区域の指定は全て解除された。

#### (6) 檜葉町内

ア 本件指示変更により、檜葉町は、一部を除いて、ほぼ全域が避難指示区域とされた。そして、被告国が、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更したことにより、同日以降、檜葉町の全域が、避難指示区域又は屋内退避区域とされた。さらに被告国は、同年4月22日、本件原発から半径20km圏内を警戒区域に指定するとともに、檜葉町で本件原発から半径20km圏外の区域を緊急時避難準備区域として指示した。これにより、檜葉町の大半が警戒区域とされるとともに、その余は緊急時避難準備区域とされた。緊急時避難準備区域の指示は、同年9月30日をもって解除されている。

イ 檜葉町内については、平成24年8月10日に警戒区域が避難指示解除準備区域に見直され、平成27年9月5日以後、同指定は解除された。

#### (7) 広野町内

本件指示変更により、広野町内の北部の一部が、被告国による避難指示区域とされた。そして、被告国が、平成23年3月15日に屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更したことにより、同日以降、広野町北部の一部が避難指示区域、その他の地域が屋内退避区域とされた。さらに被告国は、同年4月22日、広野町内の全域を緊急時避難準備区域として指示した。

緊急時避難準備区域は、同年9月30日に解除され、広野町は避



難指示等対象区域でなくなった。

(8) いわき市内

いわき市内は、本件指示変更の時点において、被告国による避難指示区域及び屋内退避区域の範囲外とされていたが、被告国は、平成23年3月15日、屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更し、これにより、いわき市の北部の一部が屋内退避指示の対象となる区域に含まれることとなった。さらに、被告国は、同年4月22日、本件原発から半径20km圏内を警戒区域に指定するとともに、その余の地域の一部を計画的避難区域や緊急時避難準備区域として指示したが、いわき市内は、これらの避難指示等の対象とならなかった。また、いわき市内において特定避難勧奨地点とされた地点はなく、いわき市内は、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

(9) 伊達市内

伊達市内は、平成23年3月11日以降、被告国による避難指示等の区域指定の対象とされていない。ただし、伊達市では、一部分について、同年6月30日以降、117地点、128世帯が特定避難勧奨地点と設定され、いずれも平成24年12月14日に解除された。

伊達市は、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

(10) 郡山市内

郡山市内は、平成23年3月11日以降、被告国による避難指示等の区域指定の対象となっておらず、郡山市においては特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

(11) 田村市内

ア 田村市内は、本件指示変更により、都路町古道が、避難指示区

域とされ、被告国が、平成23年3月15日に屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20km以上30km圏内に変更したことにより、都路町古道が避難指示区域、都路町岩井沢等が屋内退避区域とされた。

田村市内は、被告国が平成23年4月22日に本件原発の20km圏内を警戒区域に指定し、本件原発から半径20km圏内に含まれない田村市の一部を緊急時避難準備区域として指示したことにより、都路町古道が警戒区域とされ、また、都路町等が緊急時避難準備区域とされたが、緊急時避難準備区域の指示は同年9月30日に解除された。

イ 田村市内は、平成24年4月1日、本件原発から半径20km圏内の避難指示区域が避難指示解除準備区域とされた。

ウ 被告国は、平成26年3月10日、田村市内の避難指示解除準備区域について避難指示を解除する決定をし、同年4月1日、避難指示が解除された。これにより、田村市は被告国の避難指示の対象から外れることになった。

エ 田村市内のうち避難指示等対象区域を除いた区域については、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

#### (12) 福島市内

福島市は、平成23年3月11日以降、被告国による避難指示等の区域指定の対象とされておらず、特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

#### (13) 本宮市内

本宮市内は、平成23年3月11日以降、被告国による避難指示等の区域指定の対象とされておらず、特定避難勧奨地点とされた地点もなく、中間指針追補において、自主的避難等対象区域とされた。

### 第3節 法令の定め等

#### 第1 法令の定め

関連法令の種類及び内容については、別紙関連法令の定め記載のとおりである。

以下、特に明示しない限り、文中の「炉規法」は、平成11年12月22日号外法律第220号による改正後で、平成24年6月27日号外法律第47号による改正前のものを、「電気事業法」は、平成7年法律第75号による改正後で、平成24年法律第47号による改正前のものを、「原賠法」は、平成23年6月24日号外法律第74号による改正前のものを、省令62号は、平成17年7月1日経済産業省令第68号による改正後のものをそれぞれ指す。

## 第2 規制機関

### 1 原子力委員会

原子力委員会は、我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るために、昭和31年1月1日に総理府に設置され、平成13年1月6日の中央省庁改革後は内閣府に設置された機関である。

原子力委員会は、原子力研究、開発及び利用の基本方針を策定すること、原子力関係経費の配分計画を策定すること、炉規法に規定する許可基準の適用について主務大臣に意見を述べること、関係行政機関の原子力の研究、開発及び利用に関する事務を調整すること等について企画、審議及び決定を行うことを所掌している。

### 2 原子力安全委員会

原子力安全委員会は、昭和53年10月4日、原子力の安全確保体制を強化するため、それまで原子力委員会に属していた安全規制機能を原子力委員会から移行して新たに総理府に設置された機関であり、平成13年1月6日の中央省庁改革後は内閣府に設置されている。

原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項の

うち、安全の確保に関する事項についての企画、審議及び決定を行う。原子力安全委員会では、原子力施設の設置許可等の申請に関し、規制行政庁が申請者から提出された申請書の審査を行った結果について、専門的、中立的立場から、i) 申請者が原子力関連施設を設置するために必要な技術的能力及び原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があるか、ii) 施設の位置、構造及び設備が核燃料物質又は原子炉による災害の防止上支障がないかについて確認を行っていた。また、規制行政庁の行う原子力関連施設の設置許可等の後の各種規制（後記第3の1(1)）を合理性、実効性及び透明性等の観点から監視及び監査する規制調査を行っていた。

### 3 保安院

保安院は、平成13年1月6日の中央省庁改革時に、経済産業省の外局である資源エネルギー庁の特別の機関として設置された。保安院は、従前は資源エネルギー庁が所掌していた原子力安全規制事務のほか、総理府の外局である科学技術庁原子力安全局が所掌していた事務のうち、文部科学省が承継した試験研究用原子炉についての安全規制など一部の事務を除いた事務を承継し、経済産業大臣の事務を分掌して、発電用原子力施設に関する安全規制についての実務を行っていた。具体的には、保安院は、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること（本件事故当時の経済産業省設置法4条1項57号）、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全確保に関すること（同項58号）の事務等をつかさどっていた（同法20条3項）。

### 4 原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成24年9月19日、環境省の外局として設置された機関である。原子力規制委員会は、従前の原子力安全委員会及び保安院の事務のほか、文部科学省及び国土交通省の所掌する原子力安全

の規制，核不拡散のための保障措置等に関する事務を一元的に処理するものとして設置された機関である。これに伴い，従前の原子力安全委員会及び保安院は廃止された。

### 第3 原子炉安全確保の方法

1 (1) 炉規法による原子炉の設置，運転等に関する安全規制は，その制定当初から，現在まで，原子炉の設計から運転に至るまでの過程を段階的に区分し，それぞれの段階に対応して i) 原子炉設置の許可，ii) 設計及び工事の方法の認可，iii) 使用前検査の合格，iv) 保安規定の認可並びに v) 施設定期検査といった規制手続を介在させ，これら一連の規制手続を通じて安全の確保を図るという方法を採用している。上記 i) において，原子炉施設の基本設計等の安全性に関わる事項の妥当性が判断され（前段規制），上記 ii) から v) までの規制（後段規制）において，原子炉施設の具体的な設計や工事方法（詳細設計）の妥当性が審査される。

電気事業の用に供する原子炉施設は，電気事業法の施行により，炉規法と電気事業法の適用を受けるようになり，同法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設については，炉規法27条から29条までの規定の適用が除外され，これに代わって電気事業法に基づく規制がされ（当時の炉規法73条），その後，平成11年12月22日号外法律第220号による改正により，発電の用に供する原子炉で炉規法23条1項2号から4号に該当するものを除いたものが実用発電用原子炉とされた（同法23条1項1号）。

(2) 炉規法23条1項は，原子炉を設置しようとする者は，その種類に応じて主務大臣の許可を受けなければならないと定めており，実用発電用原子炉については経済産業大臣の許可を受けなければならないとしている（23条1項柱書き，同1号）。

#### 2 各種指針類（丙A7，8，13，14）

(1) 本件原発の1号機から3号機までの設置許可における安全審査で用いられた指針は、昭和39年原子炉立地審査指針であり、4号機の設置許可における安全審査で用いられた指針は、昭和39年原子炉立地審査指針及び昭和45年安全設計審査指針である。

原子力委員会は、昭和33年4月に原子炉安全基準専門部会を設け、原子炉施設の安全性について科学技術的基準の制定をはかり、昭和38年11月2日に同部会から報告書の提出を受け、同報告書を検討の上、昭和39年原子炉立地審査指針を定めたものであり、その際、同指針を適用する際に必要な放射線量等に関する暫定的な判断の目安についても定めた。昭和45年安全設計審査指針は、米国原子力委員会が昭和42年7月に策定した原子力発電所一般設計指針をもとに策定されたものである。

昭和45年安全設計審査指針は、昭和52年6月と平成2年8月に全面改訂され、平成13年3月29日にICRP1990年勧告を受けて一部が改訂された（平成13年安全設計審査指針）。

(2) 原子力安全委員会は、平成18年9月19日、発電用軽水型原子炉の設置許可申請（変更許可申請を含む。）に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として、新耐震指針を策定した。これは、原子力安全委員会が、昭和53年9月に定めた発電用軽水型原子炉施設に関する耐震設計審査指針を昭和56年7月と平成13年3月に一部改訂したものを全面的に見直ししたものであった。

新耐震指針は、許可申請の内容の一部が同指針に適合しない場合であっても、それが技術的な改良、進歩等を反映したものであって、同指針を満足した場合と同様又はそれを上回る耐震安全性が確保し得ると判断される場合は、これを排除しないとしている。

### 3 電気事業法による規制の概要

## (1) 規制の概要

電気事業法及び同法に基づく命令の規定による検査を受けるべき原子炉施設には、電気事業の用に供する電気工作物の設置の工事の計画についての通商産業大臣の認可（同法41条）又は通商産業大臣に対する届出（同法42条）、通商産業大臣の使用前検査（同法43条）が、通商産業大臣が所定の時期ごとに行う定期検査（同法47条）などの規定が適用される。規制の主体は、平成13年1月6日の中央省庁等改革により、経済産業大臣となった。

## (2) 技術基準維持義務

平成7年法律第75号による改正前の電気事業法（旧電気事業法）48条1項は、「電気事業者は、電気事業の用に供する電気工作物を通商産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と規定していたが、上記改正により、電気工作物は一般用電気工作物と事業用電気工作物に分類され、一般用電気工作物以外の電気工作物が事業用電気工作物とされた（38条3項）際、39条1項において事業用電気工作物についての技術基準維持義務が、56条1項において一般用電気工作物の技術基準維持義務がそれぞれ定められた（本件原発の原子炉施設は事業用電気工作物に該当するため、上記改正により、技術基準維持義務の根拠条文は改正前の48条1項から、39条1項となったが、その趣旨及び目的等は上記改正前後で変更はない。）。

そして、電気事業法39条2項は、技術基準を経済産業省令で定めることとし、その基準について、i) 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること（同項1号）、ii) 事業用電気工作物は、他の電气的設備その他の物件の機能に電气的又は磁气的な障害を与えないようにすること（同項2号）、iii) 事業用電気工作物の損傷により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないよ